

第2期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）の概要

序章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨：ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、ギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の予防並びにギャンブル等依存症である者及びその家族等への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。
- 2 計画の位置づけ：本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第13条第2項に基づくものであり、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図るものとして策定する。計画については、長崎県医療計画、長崎県アルコール健康障害対策推進計画、健康ながさき21、長崎県自殺総合対策5ヵ年計画との調和を図る。
- 3 計画期間：令和5年度～令和7年度（3年間の計画とする）
- 4 ギャンブル等依存症の定義：ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

第1章 全国及び長崎県の現状

- 1 ギャンブル等の状況
- 2 ギャンブル等依存症の状況
- 3 その他のギャンブル等依存症関連問題の状況
- 4 ギャンブル等依存症問題の課題

第2章 基本的な考え方

- 1 基本理念
 - (1) 精神疾患に位置づけられる「病的ギャンブラー」だけでなく、日常生活に問題が生じているレベルの「問題ギャンブラー」、さらには問題のないギャンブラーやギャンブルをしない一般県民も対象に、予防的な対策や進行予防、回復支援を適切に組み合わせた対策を実施する。
 - (2) ギャンブル等依存症の回復に向けた直接的な支援だけでなく、本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように総合的な支援を行う。
 - (3) 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う。また、他の精神疾患、経済・雇用問題、家庭問題などギャンブル等依存症の背景となっている問題に関する施策とも有機的な連携を図る。
- 2 基本的な方向性
 - (1) 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり
 - (2) 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり
 - (3) 医療における質の向上と連携の促進
 - (4) ギャンブル等依存症である者が円滑に回復及び社会復帰するための社会づくり
 - (5) 長崎県依存症対策ネットワーク協議会を中心とした切れ目ない支援体制の構築
 - (6) 大学等と連携した調査研究の実施

第3章 基本的施策

- 1 発生予防
 - (1) 教育の推進等
 - (2) 広報・啓発の推進
 - (3) 不適切なギャンブル等の誘引防止
- 2 進行予防
 - (1) 早期発見・早期支援
 - (2) 医療提供体制の整備
 - (3) 問題ギャンブラー及び病的ギャンブラー等への支援
 - (4) 相談・回復支援等
 - (5) 民間団体等活動に対する支援
- 3 再発予防
 - (1) 社会復帰支援
 - (2) 相談・回復支援等（再掲）
 - (3) 民間団体等活動に対する支援（再掲）
- 4 調査研究の推進等

第4章 重点目標

- 1 県民がギャンブル等依存症問題に関する正しい知識を持ち、ギャンブル等と適切に付き合っていくことができる状態を目指し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底する。
- 2 ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制を整備する。

第5章 推進体制等

- 1 関係施策との有機的な連携
- 2 推進体制
- 3 計画の進行管理
- 4 計画の見直し